

平成 26 年度

労災疾病臨床研究事業費補助金  
公募要項

平成 26 年 7 月 31 日

厚生労働省労働基準局労災管理課

## 目次

	頁
I. 労災疾病臨床研究事業費補助金の目的及び性格	1
II. 応募に関する諸条件等	
(1) 応募資格者	2
(2) 研究組織及び研究期間等	2
(3) 対象経費	3
(4) 応募に当たっての留意事項	5
ア. 補助金の管理及び経理について	
イ. 不正経理等及び研究不正への対応について	
ウ. 利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理について	
エ. 経費の混同使用の禁止について	
オ. 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について	
カ. 臨床研究登録制度への登録について	
キ. 補助金の応募に当たっての留意点について	
ク. 府省共通研究開発管理システムについて	
(5) 公募期間	13
(6) 提出書類	13
(7) その他	13
ア. 研究の成果及びその公表	
イ. 国民との双方向コミュニケーション活動について	
ウ. 健康危険情報について	
エ. 政府研究開発データベース入力のための情報	
オ. 競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	
カ. 採択の取消し等	
キ. 個人情報 の取扱い	
ク. リサーチツール特許の使用の円滑化について	
ケ. 補助金の支出について	
コ. バイオサイエンスデータベースへの協力について	
III. 照会先	18
IV. 研究課題の評価	18
V. 公募研究課題の概要等	22
VI. 公募研究事業計画表	30
VII. 補助対象経費の費目の内容及び単価	31

## I. 労災疾病臨床研究事業費補助金の目的及び性格

労災疾病臨床研究事業費補助金（以下「補助金」という。）は、多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境の変化等に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病などに関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究等に対して補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とし、労災疾病研究を一層推進する観点から、今年度より厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行うことになりました。

応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的・学術的観点」や「行政的観点」等からの総合的な評価を経た後に採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。

なお、この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（以下「補助金適正化法」という。）等の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定取消し、返還等の処分が行われますので十分留意してください。

### <注意事項>

- 1 公募期間は、平成26年7月31日（木）から9月1日（月）正午（厳守）です。
- 2 労災疾病臨床研究事業費補助金においては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）（<http://www.e-rad.go.jp/>）を用いてのオンラインでのみ公募を行っています（申請時に申請書の書面提出は求めません。）（詳細は10ページ、ク. 府省共通研究開発管理システムについて を参照）。  
なお、e-Rad から応募を行う場合は、研究機関及び研究者が、e-Rad に登録されていることが必要となります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをするよう、十分注意してください。
- 3 補助金の応募に当たっては、「V. 公募研究課題の概要等」の記載内容をよく確認し、応募を行う研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示せるのか記載してください。

## Ⅱ. 応募に関する諸条件等

### (1) 応募資格者

#### 1) 次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）

##### ア. (ア) から (キ) に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者

(ア) 厚生労働省の施設等機関（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員（※2）である場合に限り。）

(イ) 地方公共団体の病院及び附属試験研究機関

(ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属病院並びに同附属試験研究機関

(エ) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）

(オ) 研究を事業目的の一環として行っている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び医療法（昭和23年法律第205号）第39条に定める社団又は財団（以下「社団・財団法人」という。）

(カ) 研究を事業目的の一環として行っている独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条の規定に基づき設立された独立行政法人

(キ) その他厚生労働大臣が適当と認めるもの

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

※2 任期付研究員の場合、当該研究事業予定期間内に任期満了に伴う退職等によりその責務を果たせなくなる場合に限る（研究分担者を除く）。

イ. 研究を実施する組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめ、補助金の適正な執行を含む。）に係る全ての責任を負う者であって、外国出張その他の理由により長期にわたりその責務を果たせなくなる場合又は定年等により退職し試験研究機関等を離れること等の見込みがない者

※ 厚生労働省本省の職員として、補助金の評価委員会委員を務めていた期間若しくは補助金の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、補助金の応募はできないものとする。

#### 2) 次のア又はイに該当する法人

ア. 研究又は研究に関する助成を事業目的の一環としている社団・財団法人、独立行政法人及び都道府県

※ 社団・財団法人、独立行政法人及び都道府県が応募する場合にあつては、研究代表者として当該法人に所属する研究者を登録すること。

イ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの

### (2) 研究組織及び研究期間等

ア. 研究組織

研究代表者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとします。

(ア) 研究代表者

研究計画の遂行にすべての責任を負わねばなりません。

(イ) 研究分担者（（１）１）アに該当し、かつ１）イ※に該当しない者に限る。）

研究代表者と研究項目を分担して研究を実施し、分担した研究項目について実績報告書を作成する必要があります。

また、分担した研究項目の遂行に必要な経費の配分を受けた場合、その適正な執行に責任を負わねばなりません。

(ウ) 研究協力者

研究代表者の研究計画の遂行に協力する。なお、研究に必要な経費の配分を受けることはできません。また、研究協力者は実績報告書を作成する必要はありません。

イ. 研究期間

労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱（平成26年7月18日厚生労働事務次官決定）（以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づく交付基準額等の決定通知に記載の研究開始日から、当該年度の実際に研究が終了する日まで、とします。

ウ. 所属機関の長の承諾

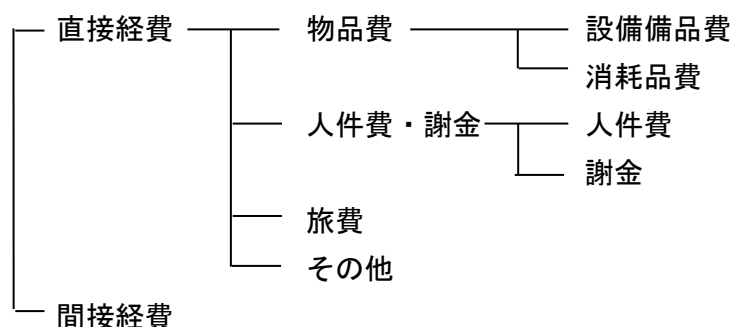
研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。なお、当該研究の実施に係る承諾書は補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

(3) 対象経費

ア. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。

なお、経費の算出に当たっては、「Ⅶ. 補助対象経費の費目の内容及び単価」を参考にしてください。



#### イ. 直接経費として申請できない経費について

補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者又は法人を対象としているため、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

##### (ア) 建物等施設に関する経費

ただし、補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除きます。

〈例〉 建物の建築、購入及び改修等並びに土地の購入等

##### (イ) 研究機関で通常備えるべき設備備品等の物品（その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものに限ります。）を購入するための経費

〈例〉 机、いす、複写機、会議セット等の什器類、コンピュータ、医学全集等

##### (ウ) 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

※ 被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険（「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）において措置が義務づけられ、かつ、当該研究計画に位置づけられたものに限ります。）の保険料を除きます。

##### (エ) 価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費

※ 賃借より購入した方が安価な場合を除きます。

##### (オ) その他、この補助金による研究に必要と認められない経費

〈例〉

- ・ 会議後の懇親会における飲食代等の経費
- ・ 預金口座の開設を目的として金融機関に預け入れた経費
- ・ 回数券及びプリペイドカードの類

#### ウ. 外国旅費について

研究代表者等が当該研究上必要な情報交換、現地調査、専門家会議等への参加又は研究者の招聘等を行う場合に、1行程につき最長2週間（※）の期間に限り、補助対象とすることができます。

※ 天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、厚生労働大臣が認めた最小行程を補助対象とする場合があります。

#### エ. 国内学会及び国際学会参加旅費について

研究代表者等が、当該研究の推進に資する情報収集、意見交換又は研究成果の発表等を行う場合に限り、支給することができます。

#### オ. 機械器具について

価格が50万円以上の機械器具については、賃借が可能な場合は原則として賃借に

よることとされております。ただし、賃借が可能でない場合、又は、購入した場合と研究期間内で賃借をした場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入して差し支えありません。

なお、賃借をする場合であっても、所有権の移転を伴うものは認められません。

※ 購入した場合は、交付要綱第12条第11号の規定にご留意ください。

#### カ. 人件費について

##### (ア) 研究代表者等

本研究計画の遂行に係る研究代表者等の人件費については、補助金から支出することができます。ただし、所属する機関から本研究計画の遂行に係る人件費が支給されている部分については、補助金からは支出できません。

##### (イ) その他

研究代表者等の研究計画の遂行に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者の雇用に必要な給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに必要な経費についても、補助金から支出することができます。

なお、直接経費から支出する場合、研究機関が雇用するために必要となる経費は、研究代表者等から所属する研究機関に納入してください。

#### キ. 間接経費について

間接経費は、補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上積みして措置するものであり、補助金を受給する研究代表者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的としています。

平成26年度に新規採択される課題に係る間接経費は、直接経費の額を問わず、30%を限度に希望することができます。なお、研究代表者が国立試験研究機関（※1）及び国立更生援護機関（※2）に所属する場合には支給の対象外となります。

※1 国立試験研究機関とは、国立医薬品食品衛生研究所、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所及び国立保健医療科学院です。

※2 国立更生援護機関とは、国立障害者リハビリテーションセンター及び児童自立支援施設です。

#### (4) 応募に当たっての留意事項

##### ア. 補助金の管理及び経理について

##### (ア) 関係法令及び関係規程の遵守について

研究代表者及び経費の配分を受ける研究分担者においては、補助金適正化法等の関係法令及び交付要綱等の補助金の取扱いに係る関係規程（注）を十分に理解・遵

守し、補助事業を行ってください。

これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、下記イのとおり、一定期間、不正経理等を行った研究者（不正経理等を共謀した者を含む。）に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

なお、採択された場合は、交付申請書の提出の際に、上記の関係法令及び関係規程、利益相反の管理に関する指針（下記ウ参照）、並びに研究倫理に関する指針等（下記オ参照）を遵守することにつき、研究代表者及び研究分担者から誓約書の提出を求めることとし、当該誓約書の提出がない場合は補助金の交付は行わない予定ですので、あらかじめご了承ください。

（注）労災疾病臨床研究事業費補助金に係る関係規程については、厚生労働省ホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000051021.html>

#### （イ）経理事務の第三者への委任について

補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者及び経費の配分を受ける研究分担者の直接経費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、研究代表者等の所属機関の長に必ず委任してください。

なお、この場合であっても、補助金の使途や支出時期等に関する実質的な判断は研究者が主導して行われるものであり、当然ながら研究代表者及び研究分担者においても、補助金を扱う者として、自らが上記アの関係法令及び関係規程を十分に理解するとともに、所属機関の長との適切な連携の下、補助金の適正な執行に留意することが求められます。

#### イ. 不正経理等及び研究不正への対応について

##### （ア）不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

研究者が補助金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。）（以下「不正経理等」という。）により、補助金適正化法第17条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該研究者（不正経理等を共謀した者を含む。）は補助金の交付の対象外となり、研究分担者となることもできません。

また、他の競争的研究資金等において不正経理等を行った場合（不正経理等を共謀した場合を含む。）も上記に準じ、次に掲げるとおり取り扱います。

#### ○補助金において不正経理等を行った場合



① 不正経理により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合

a. 自らが不正経理に直接関与した場合

(a) 個人の経済的利益を得るために補助金を使用した場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降10年間

(b) (a)以外の場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正経理の内容等を勘案して相当と認められる期間

b. 自らは不正経理に直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務に違反したと認められる場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年間又は2年間（自らが不正経理に直接関与した者に対して適用する補助金を交付しない期間の半分の期間（ただし、上限は2年とし、1年に満たない期間は切り捨てる。）とする。）

② 不正受給を行った場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間

○他の競争的研究資金等において不正経理等を行った場合

・他の競争的研究資金等において不正経理等を行い、補助金適正化法に基づき当該競争的研究資金等の交付の制限を受けた場合

→ 当該競争的研究資金等の交付の制限を受けた期間と同一期間

なお、不正経理等を行った研究者及びそれらに共謀した研究者に関する情報については、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。平成24年10月17日改正）に基づき、他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。）に当該不正経理等の概要（不正経理等をした研究者名、競争的研究資金名、所属機関、研究課題、交付（予定）額、研究年度、不正の内容等）の提供を行います。その結果、他の競争的研究資金担当課が、その所管する競争的研究資金について、当該研究者の応募を制限する場合があります。

また、不正経理等が行われた事案については、その悪質性に関わらず原則としてすべての事案について、その概要（不正経理等を行った研究者の氏名を含む場合があります。）を公表します。

（参考）

「競争的資金の適正な執行に関する指針」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」

(イ) 研究上の不正について

研究活動の不正行為に対しては、総合科学技術会議からの意見具申「『研究上の不正に関する適切な対応について』に関する意見」（平成18年2月28日）を踏まえ、補助金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容（不正を行った研究者の氏名を含む。）及び措置の公表、他府省への情報提供等の対応を行います。

※ 不正経理等及び研究上の不正の告発について、補助金の不正経理等や研究上の不正行為がありましたら、まずは不正が行われた研究活動に係る競争的資金の配分を受けている機関（大学、公的研究機関等）にご相談ください。

※ 不正経理等及び研究上の不正に係る上記の取扱いについては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正等の動向を踏まえ、適宜見直しを行うことがあります。その場合は、交付要綱等の関係規程を改正した上で公表しますので、ご注意ください。

ウ. 利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理について

労災疾病臨床研究の公正性、信頼性を確保するため、別途定める「労災疾病臨床研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」に基づき、所属機関の長は、第三者を含む利益相反委員会（COI委員会）の設置等を行い、労災疾病臨床研究に関わる研究者の利益相反について、透明性を確保して適切に管理する必要があります。

補助金の交付申請書提出前にCOI委員会が設置されず、あるいは外部のCOI委員会への委託がなされていない場合には、原則として、補助金の交付を受けることはできません。

また、当該指針に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

エ. 経費の混同使用の禁止について

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に補助金を加算して、ひとつの契約で物品を購入したり、印刷物を発注したりすることは、使途の制限に抵触するためできません。

ただし、使用区分を明確にして、それぞれの目的に応じて経費を充当することはで

きます。

オ. 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について

法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、あらかじめご了解ください。また、これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成13年文部科学省告示第173号）
- ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針（平成21年文部科学省告示第156号）
- ヒトES細胞の使用に関する指針（平成21年文部科学省告示第157号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- 疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- 臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）
- ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成22年厚生労働省告示第380号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

カ. 臨床研究登録制度への登録について

「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成22年厚生労働省告示第380号。以下「ヒト幹指針」という。）の対象となる臨床研究、又は介入を行う臨床研究であって侵襲性を有するものを実施する場合には、それぞれ、ヒト幹指針又は「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）に基づき、当該

臨床研究を開始するまでに以下の三つのうちいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。また、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書（様式自由）の添付が必要です。なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないかどうかについて調査を行うことがありますのであらかじめご了解ください。

○大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）「臨床試験登録システム」

<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>

○（財）日本医薬情報センター（JAPIC）「臨床試験情報」

[http://www.clinicaltrials.jp/user/cte\\_main.jsp](http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp)

○（社）日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」

<https://dbcentre2.jmacct.med.or.jp/ctrtrial/>

#### キ. 補助金の応募に当たっての留意点について

補助金の応募に当たっては、「Ⅴ. 公募研究課題の概要等」の記載内容をよく確認し、応募を行う研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示せるのか記載してください。

#### ク. 府省共通研究開発管理システムについて

本補助金は、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて公募を行います（申請時に申請書の書面提出は求めません）。

##### （ア）システムの使用に当たっての留意事項

システムによる応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受け付けます。操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/> から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

##### ○システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに5:00～0:00

※ 0:00～5:00 はメンテナンス時間。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad システムの運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

##### ○研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者が所属する研究機関は、応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をして

ください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ○研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者及び研究に参画する研究分担者は、研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Rad ポータルサイトを参照してください。

#### ○個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府へ提供します。

#### (イ) システム上で提出するに当たっての注意

○ポータルサイト( <http://www.e-rad.go.jp/>)

#### ○システムの利用方法

システムを利用の上、提出してください。e-Rad システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。

#### ○応募書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

#### ○ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や 特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

#### ○画像ファイル形式

提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript やDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。

#### ○ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは、Ⅲ. 照会先へ問い合わせてください。

#### ○提案書アップロード

提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7 システムの基本的な操作方法」を参照してください。

#### ○提案書アップロード後の修正

研究者が研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。研究機関が承認した時点で修正することができません。修正する場合は、研究機関へ修正したい旨を連絡してください。

#### ○受付状況の確認

提出締切日までにシステムの「応募課題情報管理」画面の応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、研究機関まで至急連絡してください。提案書の受理確認は、「応募課題情報管理」画面から行うことができます。

#### ○その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。

#### (ウ) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、公募要項の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ヘルプデスク

ヘルプデスク：0120-066-877

受付時間 9:00～18:00（平日）

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

（5）公募期間 平成26年7月31日（木）～9月1日（月）正午（厳守）

※1 e-Rad上の応募が可能なのは、e-Radの利用可能時間帯のみですのでご注意ください。なお、公募期間最終日（9月1日（月））は正午で終了となりますので、十分ご注意ください。

※2 提出書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができますが、提出締切日までに受付状況が「配分機関受付中」となっていない場合は無効となりますので十分ご注意ください。

（6）提出書類

補助金に応募する者は、e-Radを用いて、研究計画書（様式A（1）又は様式B（1））を提出してください。

（7）その他

ア. 研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者等に帰属しますが、研究者の承諾を得て、国がその成果を使用することがあります。また、補助金による研究事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付してもらうことがあります。

なお、補助金による研究事業の報告書等は公開となります。

研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにしてください。

イ. 国民との双方向コミュニケーション活動について

科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動が求められています（下記参考を参照）。

本補助金においてもその趣旨を踏まえ、同様の取組を行うことを求めます。

特に、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等においては、本活動に積極的に取り組むようお願いいたします。

【双方向コミュニケーション活動例】（下記参考より抜粋）

- ・ 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演
- ・ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明
- ・ インターネット上での研究成果の継続的な発信

(参考)

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

#### ウ. 健康危険情報について

厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）については、補助金により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしておりますので、その趣旨をご理解の上、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

#### エ. 政府研究開発データベース入力のための情報

補助金により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Radを通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

##### (ア) 研究者番号（8桁）

e-Radにより研究者に一意に付与される研究者固有の番号（8桁）を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

※ 従来の「研究者ID」とは異なりますのでご注意ください。

##### (イ) エフォート

研究代表者等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。



$$\text{研究者 A のエフォート率 (\%)} = \frac{\text{研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{研究者 A の年間の全勤務時間}} \times 100$$

(ウ) 「研究分野 細目・キーワード一覧」による研究分野

主たる研究分野（研究分野（主））と関連する研究分野（研究分野（副））について別添「研究分野 細目・キーワード一覧」から選択していただき、それぞれのキーワードについても記入願います。

① 研究分野（主）

主たる研究分野を別添「研究分野 細目・キーワード一覧」より選び、系、分野、分科、細目番号、細目名を記入するとともに、当該研究の内容に即したキーワードについて「研究分野 細目・キーワード一覧」より選び、キーワード番号、キーワードを記入願います（最低1つ、最大5つ）。

キーワードの記入に際して、「研究分野 細目・キーワード一覧」より最低1つ選択する必要がありますが、「研究分野 細目・キーワード一覧」に無いキーワードを記載する際は、「その他キーワード」欄に50文字以内で2つまで記入することが出来ます。そのため、最大で合計7つのキーワードまで記入することが出来ます。

② 研究分野（副）

関連する研究分野を別添「研究分野 細目・キーワード一覧」より1つ選び、系、分野、分科、細目番号、細目名を記入するとともに、当該研究の内容に即したキーワードについて「研究分野 細目・キーワード一覧」より選び、キーワード番号、キーワードを記入願います。（最低1つ、最大5つ）キーワードの記入に際して、「研究分野 細目・キーワード一覧」より最低1つ選択する必要がありますが、「研究分野 細目・キーワード一覧」に無いキーワードを記載する際は、「その他キーワード」欄に50文字以内で2つまで記入することが出来ます。そのため、最大で合計7つのキーワードまで記入することが出来ます。

(エ) 研究開発の性格

当該研究について、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入願います。

オ. 競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(ア) 補助金の応募の際には、厚生労働省から交付される研究資金（社団・財団法人等から配分されるものを含む。）、他府省の研究資金、独立行政法人から交付される研究資金及び社団・財団法人等から交付される研究資金等の応募・受入状況（研究事業名、研究課題名、実施期間、補助要求額、エフォート等）を研究計画書に記載

していただきます。なお、計画書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。

(イ) 課題採択に当たっては、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、e-Rad を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を関係府省(独立行政法人等である配分機関を含む。)間で共有し、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題を採択しない場合等があります。なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究計画書の内容の一部(競争的研究資金名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、計画経費等)について他府省を含む他の競争的研究資金担当課に情報提供する場合があります。

(ウ) 他府省の競争的研究資金及び独立行政法人から交付される競争的研究資金で、補助金と同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかにⅢ. 照会先へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。また、社団・財団法人等から交付される研究資金等で同一内容の研究課題が採択された場合も、速やかにⅢ. 照会先へ報告し、指示に従ってください。なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、補助金の採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります。

#### カ. 採択の取消し等

研究課題採択後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書、研究報告書等の提出期限を守らない場合や、当該研究者について上記(4)イ、ウ又はオにより一定期間補助金を交付しないこととされた場合は、採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります(注)ので十分留意してください。

(注) 一定期間補助金を交付しないこととされた当該研究者が研究分担者として参加している場合は、研究体制の変更を求めることがあります。

#### キ. 個人情報の取扱い

補助金に係る研究計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供されます。また、採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」とする他、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供され、分析結果が公表される

場合があります。また、上記オに基づく情報提供が行われる場合があります。

なお、採択課題名等（研究代表者名を含む。）及び研究報告書（概要版を含む。）については、厚生労働省ホームページ等により公開されます。

#### ク. リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

#### ケ. 補助金の支出について

補助金は、交付決定をした年度内に限り支出できるものですので、翌年度に繰越して使用することはできません。年度内に業務が完了せず支出できないものについては、翌年度（当該研究事業の当初の研究期間内である場合に限る）の研究計画書及び交付申請書に記載し、補助金の交付決定を受ける必要があります。

#### コ. バイオサイエンスデータベースへの協力について

ライフサイエンス分野の研究を実施する場合（人体に由来するデータを取り扱う研究を含む。※1）には、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター（※2）に提供くださるようご協力をお願いします。

提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※1 人体に由来するデータ等については、収集、保存、公開の方針が、個人情報保護等の観点から、人以外の動物や物質等由来の情報とは異なり、慎重な対応が不可欠であり、その方針を検討する必要があることから、従来は対象外としていました。

しかしながら、バイオサイエンスデータベースセンターにおいて、平成25年度に、人体に由来するデータの共有や取扱いに関するガイドライン（注）が定められたことから、今後はこれらガイドラインに沿って同センターへの提供にご協力をお願いいたします。なお、この場合であっても、個人情報等の取扱い（研究データの第三者への提供等）については上記（4）オに掲げる省令・倫理指針等を遵守することが前提となりますのでご注意ください。

（注） ガイドラインについては以下のページを参照してください。

<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines>

※2 バイオサイエンスデータベースセンター（<http://biosciencedbc.jp/>）

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に（独）科学技術振興機構（JST）

に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指しています。

### Ⅲ 照会先

この公募に関して疑問点等が生じた場合には、下記の連絡先に照会してください。

連絡先：労働基準局労災管理課疾病調査研究補助金係

03-5253-1111（厚生労働省代表） 内線：5469

### Ⅳ. 研究課題の評価

研究課題の評価は、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」（※）、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の三つの過程に分けられます。必要に応じて、研究終了後3年を経過した後、施策への活用状況等を審査する追跡評価を行います。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部有識者により構成される事前評価委員会において、下記の「専門的・学術的観点」、「行政的観点」及び「効果効率的な運営の確保の観点」からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。）を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。（なお、公募研究課題によっては、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。）

研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、厚生労働省ホームページ等により公表します。

※ 研究期間が複数年度で採択された研究課題であっても、中間評価により途中で終了することがあります。

○ 事前評価の評価事項

(1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア. 研究課題への適合性

- ・申請課題が公募した研究課題の内容に適合しているか

イ. 研究の労災疾病に関する分野における重要性

- ・労災疾病に関する分野に対して有用と考えられる研究であるか

ウ. 研究の労災疾病に関する分野における発展性

- ・研究成果が労災疾病に関する分野の振興・発展に役立つか

エ. 研究の独創性・新規性

- ・研究内容が独創性・新規性を有しているか

オ. 研究目標の実現性・効率性

- ・研究期間の各年度ごとの目標が明確か
- ・実現可能な研究であるか
- ・研究が効率的に実施される見込みがあるか

カ. 研究者の資質、施設の能力

- ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか

(2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア. 政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・労災補償行政における施策へ直接的に反映される可能性又は政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性
- ・間接的な波及効果等が期待できるか
- ・政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・社会的・経済的効果が高い研究であるか

イ. 行政的緊急性

(3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とします。

- ・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
- ・他の民間研究等により代替できるものではないか
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究等との連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすること等による研究効率や効果の向上の余地がないか）

(4) 総合的に勘案すべき事項

- ア. いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討します。

- イ. 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮します。
- ウ. これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮します。
- エ. 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めます。

#### ○ 中間評価の評価事項

##### (1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

###### ア. 研究計画の達成度（成果）

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか

###### イ. 今後の研究計画の妥当性・効率性

- ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合には、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

###### ウ. 研究継続能力

- ・ 研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
- ・ 研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

##### (2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

###### 評価時点での政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・ 労災補償行政における施策へ直接的に反映される可能性、又は、政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果等が期待できるか
- ・ 政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

##### (3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究の中止や研究計画の見直しを条件とします。

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
- ・ 他の民間研究等により代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果等の活用、共同研究とすること等による研究効率や効果の向上の余地がないか）

##### (4) 総合的に勘案すべき事項

- ア. いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、

又は倫理審査委員会の審査を受けているか等により、研究の倫理性について検討します。

イ. 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究課題に対する研究課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についても説明を求めます。

## ○ 事後評価の評価事項

### (1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

#### ア. 研究目的の達成度（成果）

- ・ 計画していた目的を達成したか
- ・ 計画していた目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか

#### イ. 研究成果の学術的・国際的・社会的意義

- ・ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか

#### ウ. 研究成果の発展性

- ・ 研究成果の今後の研究への発展性があるか

### (2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

#### 研究成果の政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・ 労災補償行政における施策へ直接的に反映される可能性、又は、政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果等が期待できるか
- ・ 政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

### (3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・ 研究が効果的・効率的に実施されたか

### (4) 国民へのわかりやすい説明・普及の努力の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・ 研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
- ・ 研究成果を普及（社会還元）等させるために、研究者（機関・法人）が十分に取組んでいくこととしているか

### (5) その他総合的に勘案すべき事項

- ・ 専門学術雑誌への発表並びに学会での講演、発表等研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況。
- ・ 研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究課題について研究の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めます。

## V. 公募研究課題の概要等

### 1. 治療と就労の両立支援研究分野

(1) 長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の治療と就労を両立させるための早期診断・治療の確立に向けた研究（一般公募型）

(14010101)

近年、病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられる「治療と就労の両立」が求められている。

一方で、こうした治療と就労の両立については、一部の企業や医療機関では取組が進められているが、労働者、企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等の関係者の取組や連携は十分とはいえない状況である。

このような状況から、労働者にとって、病気にかからず健康な状態で働くことが第一であるが、たとえ、病気により休業、退職したとしても、職場復帰し、生き生きと働き続けることが重要である。また、企業にとっても、人材の確保と有効活用を図る点から、労働者には治療を受けながらも可能な限り働き続けてもらうことが重要である。さらに、社会的にも、「治療と就労の両立支援」は、病気の種類等により必要となる支援の内容や期間等が異なるものの、広い意味で、職業生活と私生活の両立という点で、育児・介護等と同様にワーク・ライフ・バランスの観点からも重要である。

これらを踏まえ、上記の趣旨に沿った研究を求めるものであるが、特に、

- ① がん、糖尿病、脳卒中後遺症等長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の治療と就労の両立・職場復帰支援に関する研究
- ② 主治医と産業医の連携について、実証的なデータを基に検討し、連携による治療面と就業面の効果等を明らかにし、連携による治療効果向上、就労継続・離職等防止の有効な手法の提案等に関する研究

を求める。

※①と②のそれぞれについて公募し、採択するものである。

上記①、②とも

研究費の規模：1課題当たり 10,000千円～60,000千円程度（1年当たりの研究費）

ただし、初年度（平成26年度）は5,000千円～30,000千円程度

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～数課題程度



## 2 作業関連疾患研究分野

作業関連疾患は、「疾病の発症、増悪に関与する数多くの要因の一つとして、作業（作用態様、作業環境、作業条件など）に関連した要因が考えられる疾患の総称」と定義されており（1982年のWHO専門委員会報告）、その類型としては、大きく次の3つに分けられている。

- ① 発症の主な要因が一つであり、その要因が作業過程で労働者に作用して発症した疾患
- ② 発症の主な原因が複数あり、作業とは関係のない要因でも発症することがある疾患ではあるが、作業条件中の要因が関与して発症した疾患
- ③ 作業とはまったく無関係に発症した疾患ではあるが、増悪要因の一つとして、作業に伴う何らかの要因が関与した疾患すべて

①に当たるものは、いわゆる職業病であり、②と③の類型の具体例としては、高血圧症・虚血性心疾患などの心血管疾患、慢性気管支炎・肺気腫・気管支喘息などの慢性非特異性呼吸器疾患、腰痛症・頸肩腕症候群・骨関節症などの筋骨格系疾患、感染症、悪性腫瘍、胃・十二指腸潰瘍などが考えられるが、作業条件中の要因と作業外の要因の寄与について明らかにした研究は少ない。

このように作業関連疾患は広範囲にわたっており、またそのリスクを明らかにする研究並びにそのリスクの軽減、効果的な治療法についての研究が喫緊の課題である。

### （1）歯科口腔保健と作業関連疾患との関連に関する研究（一般公募型）

（14020101）

労働安全衛生法においては、業務による疾患を予防する観点から一般健康診断の実施を事業者にも義務付けているが、歯科検診については一般的に業務と歯科疾患の関連性が明らかとなっていないことから義務付けられていない。

しかし、歯科口腔保健は労働者の健康保持の観点から重要であり、第186回国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律に係る附帯決議において、歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、業務と歯科疾患の関連についての知見の収集に努める旨の決議がなされたところである。

このため、業務と歯科疾患の関連に関する文献調査、職域における歯科保健対策の有効性に係る疫学的実証研究を行う。

研究費の規模：1課題当たり 10,000千円～60,000千円程度（1年当たりの研究費）

ただし、初年度（平成26年度）は5,000千円～30,000千円程度

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

(2) 作業関連疾患の予防等に資する一般定期健康診断を通じた効果的な健康管理に関する研究（一般公募型）

(14020201)

近年、働く社会環境や職場環境、毎日の生活環境などの変化、労働者の高齢化等の社会情勢の変化に伴い、作業関連疾患としての脳・心疾患のリスク低減などが、健康管理上、重要な課題となっている。

事業者が行う労働者の一般定期健康診断については、労働者の健康管理の中心的な役割を担うものであることから、一般定期健康診断が労働者の健康管理により適切に資するよう、一般定期健康診断結果データの分析を行うとともに、作業関連疾患である脳・心疾患の有力なリスクファクターであるメタボリックシンドロームの予防に資する健康診断のあり方等についての研究を行う。

研究費の規模：1 課題当たり 10,000 千円～60,000 千円程度（1 年当たりの研究費）  
ただし、初年度（平成 26 年度）は 5,000 千円～30,000 千円程度

研究期間：1～3 年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

(3) 職場における腰痛の効果的な治療法等に関する研究（一般公募型）

(14020301)

近年、高齢化等に伴い高齢者介護施設等の社会福祉施設が増加していることなどから、介護看護に従事する人材の確保が求められているところである。しかしながら、介護等の現場では、被介護者への対応等により介護や看護従事労働者が職業性疾病、特に腰痛を発症するケースが多くなってきている。

こうした状況を踏まえ、介護看護従事労働者が腰痛を発症した場合に、職場復帰に向けて、その効果的な治療法や増悪防止、職業と治療の両立などに関する研究を行うとともに、腰痛の発症リスク及びリスク低減に資する適切な福祉用具の使用等、効果的な対策及びその評価等、発症予防に関する研究を行う。

研究費の規模：1 課題当たり 10,000 千円～60,000 千円程度（1 年当たりの研究費）  
ただし、初年度（平成 26 年度）は 5,000 千円～30,000 千円程度

研究期間：1～3 年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

### 3 化学物質研究分野（アスベスト関連）

(1) 石綿関連疾患に係る諸外国の労災補償制度及び石綿関連疾患の診断技術に関する研究

(一般公募型)

(14030101)

石綿については、すでに製品の製造等が原則として禁止されているものの、過去に石綿ばく露作業に従事したことによる石綿関連疾患は今後も発生し、労災保険への請求も当面高水準で推移することが予想されている。

このような状況において、石綿による健康被害に的確に対応するためには、諸外国の労災補償制度において石綿関連疾患がどのように認定されているのか調査研究することは重要である。

また、石綿関連疾患のうち、中皮腫及び良性石綿胸水については、特に診断が難しいとされており、これらの疾患についての的確な診断を行うことは、迅速・適正な労災認定につながるだけでなく、被災労働者の早期の治療にもつながると考えられる。

こうしたことから、石綿関連疾患の研究を求めるものであるが、特に

- ① ドイツにおいては、石綿関連疾患の労災認定に「BK レポート」<sup>注1</sup>が活用されているが、ドイツの労災補償制度がどのようなものか、また、BK レポートがドイツの労災補償制度の中でどのように作成されているのかについての調査研究
  - ② 中皮腫の症例において他疾患との鑑別が困難な症例の収集、的確な鑑別診断の方法に関する研究、及び胸水の症例において石綿によるものと他の原因によるものとの鑑別が困難な症例の収集、的確な鑑別診断の方法に関する研究
- を求める。

注1：ドイツ法定労災保険中央組織（DGUV）が、労災保険給付に活用するために、石綿を取り扱う作業や職種ごとに年代別のばく露濃度データをとりまとめたもの（職業病報告 2013 年 1 号）。

※①と②のそれぞれについて公募し、採択するものである。

上記①、②とも

研究費の規模：1 課題当たり 10,000 千円～60,000 千円程度（1 年当たりの研究費）

ただし、初年度（平成 26 年度）は 5,000 千円～30,000 千円程度

研究期間：1～3 年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

#### 4 化学物質研究分野

(1) 化学物質による健康障害に関する診断技術等に関する研究（一般公募型）

(14040101)

産業現場で使用される化学物質は 6 万種類に及び、その数は増加の一途をたどっている。労働安全衛生法では、有害性が確認されている化学物質を用いる業務であって、高いリスクが明らかになったものについては、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象とし

て、化学物質の有害性や作業態様に応じて具体的な措置を講じることを義務づけるとともに、特別規則の対象となっている化学物質を譲渡・提供する際には、容器等にラベル表示をすることを、又、これらの化学物質を含め、学会の勧告等により、一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、安全データシート（SDS）を交付することを義務付けているほか、第186回国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づき、新たにリスクアセスメントの実施が義務付けられることになった。

他方、近年明らかになった胆管がん事案で原因物質とされた1,2-ジクロロプロパンのように、一定の有害性は確認されているものの、ヒトへの健康障害の発生機序が必ずしも明らかにはなっていない化学物質も存在することから、これらについて疫学的研究を行うあるいは症例を収集する等により、適切な診断方法や診断技術の確立等に関する研究を行う。（対象は一部の化学物質で可）

研究費の規模：1課題当たり 10,000千円～60,000千円程度（1年当たりの研究費）  
ただし、初年度（平成26年度）は5,000千円～30,000千円程度

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

## 5 リハビリテーション等研究分野（高次脳機能障害関連）

### （1）労災による高次脳機能障害患者に対する治療法に関する研究（一般公募型）

（14050101）

高次脳機能障害は、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群であり、これらについては診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立していないところである。

高次脳機能障害は労災事故等によってもなり得るものであり、このような労災事故等による高次脳機能障害患者に対するリハビリテーションと専門的な治療を合わせ、社会復帰に向けた総合的な治療法の研究を求める。特に、かつて炭鉱災害により、多数の一酸化炭素中毒による高次脳機能障害患者が発生し、長年にわたり多くの症例があると見込まれることから、一酸化炭素中毒による高次脳機能障害患者に対する研究を求める。

研究費の規模：1課題当たり 10,000千円～60,000千円程度（1年当たりの研究費）  
ただし、初年度（平成26年度）は5,000千円～30,000千円程度

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

## 6 リハビリテーション等研究分野

### (1) 労災医療における医療用ロボット等の新技術を活用したリハビリテーション等の治療手法等に関する研究（一般公募型）

(14060101)

医療技術の進歩に伴い医療用ロボット等の新技術を活用したリハビリテーション等の治療手法の有効性が指摘される中、労災事故等により身体の一部機能を失った傷病労働者に対するリハビリテーションへの医療用ロボットの活用方策について積極的に検討していく必要がある。

こうした状況の中、医療用ロボットの中には、昨年6月に欧州において医療機器として認証され、さらにドイツでは医療用ロボットを用いた治療が公的労災保険の対象とされた。

また、社会復帰促進等事業における義肢等補装具として支給している「筋電電動義手」については、当該義手の日常生活等における使用の際、その適合性を確保する必要があることから、筋電電動義手の試用装着期間における指導等及び装着訓練の実施を支給要件としているが、現在、装着訓練等を行うことができる実施医療機関は全国にわずか17機関にとどまっている状況にあり、実施医療機関を拡大させていくことが重要である。しかしながら、病院等の多くには装着訓練等に関するノウハウが蓄積されていないことから、今後実施医療機関の拡大を図るには、こうした装着訓練等をマニュアル化し、公表することが必要である。

このような状況を踏まえ、特に、

- ① ドイツをはじめ欧州における医療用ロボットの活用状況やリハビリテーションの効果等、労災医療における医療用ロボットを活用した治療・リハビリテーション手法や医療用ロボットの医学的な研究
- ② 筋電電動義手の装着訓練や試用装着期間における指導等について、より効果的な訓練手法を確立するための研究を行い、訓練手法を定めた報告書等の作成を求める。

※①と②のそれぞれについて公募し、採択するものである。

上記①、②とも

研究費の規模：1課題当たり 10,000千円～60,000千円程度（1年当たりの研究費）

ただし、初年度（平成26年度）は5,000千円～30,000千円程度

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

## 7 メンタルヘルス研究分野

### (1) メンタルヘルス不調により療養を要する労働者の円滑な職場復帰のための手法等の確

## 立に関する研究（一般公募型）

（14070101）

労働者のメンタルヘルス不調への対策については、第186回通常国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づき、ストレスチェックの実施等が導入されるなど、未然防止の観点から対策の強化が図られたところであるが、メンタルヘルス不調により休職に至った労働者が療養を継続しながら円滑に職場復帰を果たすことも極めて重要な課題となっている。

そこで、メンタルヘルス不調により療養を要する労働者が円滑な職場復帰を果たすことができるよう、セルフケアや家族によるケア、療養面、労務管理面等において、労働者本人、家族、主治医、事業場のトップ及び人事労務担当者、ライン、産業医等の産業保健スタッフ等の関係者がどのように関与すべきか等について、臨床面と職場からの研究を行う。

研究費の規模：1課題当たり 10,000千円～60,000千円程度（1年当たりの研究費）  
ただし、初年度（平成26年度）は5,000千円～30,000千円程度

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

## 8 運動器外傷研究分野

### （1）運動器外傷における診断等に関する研究（一般公募型）

（14080101）

労災事故等により身体運動に関わる骨、関節、筋肉、神経などの運動器が損傷し、職業生活や家庭生活に支障が生じているケースが依然として多く見られる。

このような状況の中、四肢、脊損等の運動器外傷について、その診断、治療及びその後遺障害の発生のメカニズムの解明、職場復帰に向けたリハビリテーションのあり方等に関する研究を行う。

研究費の規模：1課題当たり 10,000千円～60,000千円程度（1年当たりの研究費）  
ただし、初年度（平成26年度）は5,000千円～30,000千円程度

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～数課題程度

## 9 放射線影響研究分野

### （1）放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究（一般公募型）

(14090101)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、平成23年3月14日から同年12月16日まで、緊急作業被ばく限度を100mSvから250mSvに一時的に引き上げており、この間、約2万人の労働者が作業に従事し、100mSvを超える被ばくを受けた者は174人となっている。これら緊急作業に従事した労働者（約2万人）については、放射線による健康障害の発生が懸念されることから、当該労働者に対する放射線の健康影響に関する疫学的研究を行う。

なお、本研究は、緊急作業に従事した労働者を生涯にわたって追跡調査するものであるが、本公募による研究期間は平成26年度を初年度とし平成30年度を最終年度とする5年間を一単位として継続するものとし、そのうち初年度については、調査対象集団（約2万人）の1割程度を調査対象として抽出したベースライン研究を行うものとする。

研究費の規模：300,000千円～500,000千円程度（1年当たりの研究費）

ただし、初年度（平成26年度）は100,000千円程度

研究期間：5年間を一単位として継続する

新規採択予定課題数：1課題

- 留意事項：① 研究計画の作成にあたっては、「東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究のあり方に関する専門家検討会報告書（平成26年6月4日）」の提言を踏まえたものとする。さらに、研究代表者の所属する機関が、同報告書第6の6の(1)の要件を満たすものであること。
- ② 実施にあたっては、厚生労働科学研究費補助金で実施されている東京電力福島第一原子力発電所の労働者への放射線による健康影響に関する既存研究（実施終了後のものを含む）との継続性、研究者との連携等に配慮すること。
- ③ 優れた成果につながるものとするため、採択後、研究組織について、厚生労働省と協議すること。

報告書 URL：

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11303000-Roudouki\\_junkyo\\_kuanzeniseibu-Roudouiseika/0000047451.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11303000-Roudouki_junkyo_kuanzeniseibu-Roudouiseika/0000047451.pdf)

VI. 公募研究事業計画表

年月	(研究者)	(厚生労働省)	通知等
26. 7	ホームページの確認 ↓ 研究計画書の作成・提出	← 研究課題等の公募(ホームページ) → 研究計画書の受付・審査	
26. 10	研究期間 研究課題の決定 ↓ 交付申請書の作成・提出 (所属施設長の承諾書) ↓ 補助金の受領	← 国庫補助通知 → 交付申請書の受付・審査 ↓ 交付決定通知 ← 補助金の交付	次官通知  大臣通知
27. 1	27年度継続申請に係る 研究計画書の作成・提出	→ 中間評価の実施	
27. 3			
27. 5	事業実績報告書及び研究報告書 の作成・提出 ↓ 補助金の確定 ↓ 支出証拠書類の保存(5年間)	→ 事業実績報告書 の受付・審査 ↓ 事後評価の実施 ← 補助金の確定通知	大臣通知



## Ⅶ. 補助対象経費の費目の内容及び単価

### 1. 費目の内容

費目		費目の内容
大項目	中項目	
物品費	設備備品費	設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
人件費・謝金	人件費	<p>研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究代表者又は研究分担者の所属する試験研究機関等若しくは研究事業を行う法人（以下「研究機関」という。）が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費</p> <p>※当該研究について、研究機関から人件費が支払われる部分は除く。</p>
	謝金	<p>知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費</p> <p>※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。</p>
旅費		<p>国内旅費及び外国旅費</p> <p>※外国旅費については、研究代表者、研究分担者又は研究協力者（法人にあっては、当該研究に従事する者であって研究代表者、研究分担者又は研究協力者に準ずる者）が1行程につき最長2週間の期間とする。ただし、天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、厚生労働大臣が認めた最小行程を交付対象とする場合がある。</p>
その他		<p>同表の大項目に掲げる物品費、人件費・謝金及び旅費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。）、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、光熱水料（電気料、ガス料及び水道料等）、機械器具の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費（研究機関等の施設において研究事業の遂行が困難な場合に限る。）、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、実験廃棄物処理費、（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対する薬事相談費用（研究終了後の製品化等に関する相談費用は除く。）、業務請負費（試験、解析、検査、通訳及び翻訳等）、委託費（研究事業の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他研究事業の実施に必要な経費</p>

## 2. 費目の単価

### 1 設備備品費

実費とする。

### 2 消耗品費

実費とする。

### 3 人件費

研究機関の給与規程等によるものとする。なお、労働者派遣事業者等への支払いに要する経費は実費とする。

### 4 謝金

研究機関の謝金規程等によるものとする。ただし、次の単価を参考に決定する等、その者の資格、免許、研究に従事した年数、職歴又は用務内容等を踏まえ、妥当な単価により支出することも可とする。

(単価：円)

用務内容	職 種	対象期間	単 価	摘 要
定形的な用務を 依頼する場合	医 師	1日当たり	14,100	医師又は相当者
	技 術 者		7,800	大学(短大を含む)卒業者又は専門技術を有する者及び相当者
	研究補助者		6,600	その他
講演、討論等研究 遂行のうえで学 会権威者を招へ いする場合	教 授	1時間当 たり	8,100	教授級以上又は相当者
	准 教 授		6,200	准教授級以上又は相当者
	講 師		5,300	講師級以上又は相当者
治療等のため の研究協力謝金		1回当たり	1,000 程度	治験、アンケート記入などの研究協力謝金については、協力内容(拘束時間等)を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 なお、謝品として代用することも可(その場合は消耗品費として計上すること)。

## 5 旅費

研究機関の旅費規程等によるものとする。ただし、次の単価を参考に決定する等、妥当な価格により支出することも可とする。

### (1) 国内旅費

#### ア 運賃（鉄道賃、船賃、航空賃等）

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。

※ 同一地域内における旅行であって、1日の行程が鉄路100km、水路50km又は陸路25km未満の場合は支給できない。なお、この場合の地域とは市町村（都にあっては全特別区）の区域とする。

※ グリーン料金、寝台A料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること（下表でいう教授又は相当者に該当する者）。

なお、ファーストクラス等の特に高額な割増運賃等は原則として支出できないこと、また、研究機関の旅費規程等で支出が認められていない割増運賃等を認めるような取扱いを別に定めることはできないことに留意すること。

#### イ 日当及び宿泊費

（単価：円）

職名	日当	宿泊料		国家公務員の場合の該当・号俸
		甲地	乙地	
教授又は相当者	3,000	14,800	13,300	指定職のみ（原則使用しない）
教授、准教授	2,600	13,100	11,800	医（一） 3級 1号俸以上
				研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	2,200	10,900	9,800	医（一） 2級 1級 1 3号俸以上
				研 4級、3級 2級 2 5号俸以上
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	医（一） 1級 1 2号俸以下
				研 2級 2 4号俸以下 1級

※ 表中の日当について、1日の行程が鉄路100km、水路50km又は陸路25km未満の旅行の場合は、定額の2分の1とすること。

※ 表中の甲地とは、次の地域をいい、乙地とは、甲地以外の地域をいう。ただし、車中泊は乙地とする。

- a 埼玉県・・・さいたま市
- b 千葉県・・・千葉市
- c 東京都・・・特別区（23区）
- d 神奈川県・・・横浜市、川崎市、相模原市
- e 愛知県・・・名古屋市
- f 京都府・・・京都市
- g 大阪府・・・大阪市、堺市
- h 兵庫県・・・神戸市
- i 広島県・・・広島市
- j 福岡県・・・福岡市

(2) 外国旅費

ア 運賃（鉄道賃、船賃、航空賃等）

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。

※ グリーン料金、寝台A料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること（下表でいう教授又は相当者に該当する者）。

なお、ファーストクラス等の特に高額な割増運賃等は原則として支出できないこと、また、研究機関の旅費規程等で支出が認められていない割増運賃等を認めるような取扱いを別に定めることはできないことに留意すること。

イ 日当及び宿泊料

（単価：円）

職名		日 当 及 び 宿 泊 料				国家公務員の場合の該当・号俸
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教授又は相当者	日当	8,300	7,000	5,600	5,100	指定職のみ（原則使用しない）
		25,700	21,500	17,200	15,500	
教授、准教授	日当	7,200	6,200	5,000	4,500	医（一） 3級 1号俸以上
		22,500	18,800	15,100	13,500	研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	日当	6,200	5,200	4,200	3,800	医（一） 2級 1級 13号俸以上
		19,300	16,100	12,900	11,600	研 4級、3級 2級 25号俸以上
上記以外の者	日当	5,300	4,400	3,600	3,200	医（一） 1級 12号俸以下
		16,100	13,400	10,800	9,700	研 2級 24号俸以下 1級

※ 表中の指定都市、甲及び丙地方とは次の地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲及び丙地方以外の地域をいう。ただし機中泊は丙地方とする。

1. 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブタビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

2. 甲地方

ア. 北米地域

北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

イ. 欧州地域

ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、

アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

ウ. 中近東地域

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

エ. 但し、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

3. 丙地方

ア. アジア地域（本邦を除く。）

アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び2のウに定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

イ. 中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

ウ. アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

エ. 南極地域

南極大陸及び周辺の島しょ

オ. 但し、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

6 その他

実費とする。

いずれの支出においても、社会通念上妥当なものである必要がある。